平成２４年（フ）第４３９０号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番25号
破産者　梶本　晃一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番36―208号
破産者　八木　敬生
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１２号
名古屋市中村区橋下町２番８号ボンジュール102号、開始決定時の住所大阪市東住吉区山坂２丁目20番17号
破産者　穂積　　欣
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
大阪市住之江区浜口西３丁目２―29ハイツイサム402号室
破産者　宍戸　　康
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６８５号
堺市西区草部303番地14、303番地15
破産者　京谷　正夫
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番83号　ジュネス小林201、前住所兵庫県宝塚市小林４丁目７番21号
破産者　姜喆洙こと　鳥山　聖児
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
兵庫県川西市丸山台３丁目２番地の78
破産者　加賀瀬敏子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉637番地８、申立時の住所鹿児島県曽於郡大崎町永吉5151番地１
破産者　瀬戸口哲男
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8123番地38サンパレス有明Ａ棟、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎60番地16
破産者　川上　孝司
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
青森県弘前市大字大町１丁目17番地29　コーポナリタ１―２号
破産者　高谷　和子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２０７４号
横浜市都筑区仲町台４丁目16番６号
破産者　飯野　　悟
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６４号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目19番15号　セジュール三ツ池201号
破産者　山口　弘継
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖５丁目16番７号ポセイドン湘南101号室、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1184番地87
破産者　松田　晋也
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２１号
横浜市金沢区並木２丁目７番３―506号、開始決定時の住所横浜市中区曙町５丁目69番地４　ダイアパレス横浜阪東橋902
破産者　太田　康之
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８３号
横浜市港南区下永谷２丁目27番４―222号
破産者　淺野　雅紀
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３８号
横浜市栄区公田町821番地
破産者　石井　知子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５４号
神奈川県平塚市長持494番地の７
破産者　篠﨑　淳子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部